

平成28年第1回鹿追町議会臨時会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成28年2月5日(金曜日) 午前11時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 6 | 議案第 1号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 2号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 3号 | 平成27年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)について |
| 日程 9 | 議案第 4号 | 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程10 | 議案第 5号 | 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程11 | 議案第 6号 | 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第5号)について |
| 日程12 | 議案第 7号 | 平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第5号)について |
| 日程13 | 議案第 8号 | 平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程14 | 議案第 9号 | 上幌内辺地に係る総合整備計画の変更について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
農業委員会会長	櫻井 公彦
教育委員会委員長	臼井 あや子

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松本 新吾
総 務 課 長	大井 和行
企画財政課長	渡辺 利信
町 民 課 長	島 かおる
農業振興課長	喜井 知己
建設水道課	津田 祐治
商工観光課長	西科 伸之
福祉課長	佐々木 康人
瓜幕支所長	菅原 義正
子育てスマイル課	浅野 富夫
病院事務長	菊池 光浩
消 防 署 長	松井 裕二
会 計 管 理 者	川染 洋子
ジオパーク推進室長	舟越 洋二
総務課総務係長	武者 正人

7 教育委員長の委任を受けて説明のため出席したもの

教 育 長 小 林 潤

学 校 教 育 課 長 大 前 健 也

社 会 教 育 課 長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 櫻 庭 力

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 井 敦 志

書 記 坂 井 克 巳

平成28年2月5日（金曜日）午前11時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただいまから、平成28年第1回鹿追町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。野村英雄代表監査委員が所用のため欠席する旨の届出がありました。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、山口優子議員、2番、武藤敦則議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本臨時会は、本日1日間とすることに決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成28年第1回鹿追町議会臨時会が開催されるにあたりまして、行政の諸般について報告を申し上げます。まず第1点目は、チョウザメの養殖等々につきまして、北海道大学との連携協定について報告を申し上げます。12月12日に札幌の方で、北海道大学の水産学の教授、足立教授と面会をさせていただきまして、ただいま申し上げました連携協定についてお話をさせていただいたわけでありまして、当日、帯広の副市

長の前田氏が教授と同級生ということで、橋渡しをいただきながら話し合いをしたところでありますけれども、この協定につきましては、ぜひとも北大としても協定を結んでいきたいというお話をいただきました。これについては、今年度中に協定を結ぶということで進んでいるところでありますけれども、いずれにしても、北大が本町と協定を結ぶということについては、これは、研究の場所として指定をしていくということでありまして、協定後は大学生、北大の生徒の実習の場、研究の場として利用させていただきたいという内容であります。したがって、本町としてもそれらの受け入れのために宿泊等々についてのある程度の便宜等々についても考えていく必要があるだろうというふうに考えているところであります。ご案内のようにチョウザメの養殖については、これまでも足立教授のご指導をいただきながら進めているところでありますけれども、一步前進をさせて研究の場、養殖の鹿追町ということでの推進をしてまいりたいというふうに考えておりますので、議員諸公のご理解もよろしくお願いをしたいというふうに思っているところであります。これらについては、今後いろいろな話し合いがされるわけでありまして、その都度ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

町政懇談会、11月25日、12月16日、瓜幕市街、そして鹿追町内で2カ所、今年を行いました。毎年ですと今現在行なっている地域行政懇談会等々についてのみ行なってきたわけでありまして、できるだけ予算の前にお話もいただきたいということもあって、早めにこれらの事業について行なったわけでありまして、主として現在鹿追町のまち・ひと・しごと地方総合戦略ということでの町の考え方等々についてのお話をさせていただいたところで諸々、このほか、今、行政懇談会行なっておりますけれども、それらの内容についてもお話をさせていただいて、ご理解、そしてご意見を求めたところでもあります。12月29日、美蔓の高田氏がおいでをいただきまして、全国家畜共進会における成績の報告と併せて、その時のビデオ、DVDですけれども、これを町に寄附をしたいということでおいでをいただきました。このことについては、素晴らしい成績を挙げていただいたわけでありまして、入賞したのは赤牛でありまして、これについては、本町でもホルスタインの中でわずかに飼われているわけでありまして、高田氏としては今後、本町でもこの牛を使ってのいわゆる庭先でのチーズだとか、そういうものを加工するような、6次化に向けての研究もしていきたいというお話がございました。ぜひとも、その節には町としても協力をさせていただきたいというようなお話でございました。次に、1月11日から13日、韓国済州道を訪問してまいりました。こ

れについては、北海道知事からジオパーク等々で認定を受けている5つの町に対して一緒に行こうというお話でありました。濟州島は、国際、世界ですね、ジオパークとしての認定を受けているわけでありまして、私も今回行って非常に勉強になりました。その内容についてはお話を常にさせていただいておりますけれども、いずれにしても、国がこのジオというものについての認識を持って、そして、世界のジオとしての発信、これをしっかりと行なっている。これについては、国を挙げてやっているということで、日本とはかなり違うわけでありまして、できれば、そういう方向にわが国もなることがいいのではないかと。世界遺産とこのジオパークにつきましても、同じような内容のところがあるわけでありまして、一方は、主に大きな力を注いでいるのに対して、このジオについては、保護と同時に開発、利用ということも内容としてあるわけでありまして、鹿追のジオについても、今後、力をしっかりと注いで行なっていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。当日については、北海道の方からは知事、そして議長、担当の職員、そして私どもジオの認定を受けている5つのうちの4町村が参加をして訪問したわけでありまして、韓国の方でも州の知事等もご参加をいただいて、また、施設では教育委員会の説明を受けてきたところがございます。次に、農林水産省の予算説明が農政事務所長からございました。これについては、すでに国の補正予算等々で新聞でもご案内のとおりでありますけれども、補正については、政権が変わる前のところまでですね、ある程度総額については確保することができたということでありまして、しかし、まだまだ大きな増額という状況にはないというようなお話でありました。本町の28年度の開発等々、基盤整備等々の予算については予定通り付いておりますし、また、クラスター事業で行おうとしている冬期舎飼の牛舎の増設についてもある程度見通しが付いているところであります。次に、資源エネルギー庁、新エネルギー対策ということで、実は、このFITの関係でエネルギー庁に行ってきたわけでありまして、これについては、今FITの価格が見直しをすることで、委員会等々が開催をされている時期でありまして、バイオについても当然話題の中には出ているということでもございました。私の立場としては、全国のバイオエネルギーの協議会の役員と、副会長という立場でぜひとも行ってほしいということで、会長の南丹市の市長が行けないということで、私が代表して事務局の方とエネルギー庁に行ってきたわけでありまして、当日は松山課長と面会をして、現状から一定下げるということはぜひとも避けてほしいというお話をさせていただいたところでありまして、

エネルギー庁としても、バイオについてはまだその時期ではないということを十分認識をしているということで、委員の方も非常に理解をしているので心配はないということで、そのまま39円プラス消費税等々については維持をされるというふうに言われてきたところであります。このほかに、このバイオ関係については、農水の方が深く関係をしておりますので、むしろ農水が将来のTPPを睨んでの、いわゆる家畜ふん尿の処理の適切さというものを視点においたこのプラントであるべきだということで、今後、北海道の豊富な資源を一層有効に活用して、一石、私は五鳥と言っているんでありますけれども、それらを農業の振興に役立つように、エネルギーというサイドよりも、むしろそうした点に力を添えて農水としての取り組みをしていただきたい。そして、予算の確保をしていただきたいというお話をさせていただきました。農水も方でも、当日は大角審議官、それから桜庭食料産業局長、そのほかに振興局長、先般本町においでをいただいた末松振興局長外、各課長等々にもお会いをしてお願いをしてきたところであります。以上、簡単でありますけれども行政の報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（埴淵賢治）

日程5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提出者から説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。専決処分いたしました事由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、昨年12月の定例議会におきまして鹿追町町税条例の一部改正の議決をいただきましたが、その後の与党税制改正大綱において一部の手続を見直すことが決定され、個人番号の記載を不要とする鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものであります。3ページの専決処分書により内容をご説明いたします。鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のように改正するをいたしまして、第51条は、町民税

の減免の規定であり、第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所または事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号」を「及び住所又は居所」に改め、139条の3は、特別土地保有税の減免の規定であり、第2項第1号の改正規定中「個人番号又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削るものであります。附則は施行期日の規定であり、平成28年1月1日から施行するものであります。以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は承認することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程6 議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程7 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程7、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。以上2件については、議事進行上一括して提案説明と質疑・

討論を行い、議件毎に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので一括説明させていただきます。はじめに、提案理由を申し上げます。昨年8月6日付けで人事院から国家公務員の給与等について勧告が出され、本年1月26日に国家公務員の給与法が改正公布されましたので、月例給で若年層を重点に平均で0.36%の引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を0.1カ月引き上げる等の改正を行うものであります。はじめに、議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は、特別職の職員の期末手当の支給割合の規定であり、12月に支給する割合の「100分の212.5」を100分の10増といたしまして、「100分の222.5」に改めるものであります。第2条の5条同じく支給割合であり、6月に支給する割合の「100分の197.5」を100分の5増として、「100分の202.5」に、12月に支給する割合の「100分の222.5」を100分の5減といたしまして「100分の217.5」に改めるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとし、ただし、第1条の規定につきましては、平成27年12月1日から施行するものとするものであります。続きまして、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第10条の3は、通勤手当の規定であり、5キロ以上10キロ未満を「月額4,000円」を「4,200円」に、10キロ以上を「月額6,000円」を「7,100円」にそれぞれ改め、第3号の次に第4号といたしまして、国若しくは他の地方公共団体及び一部事務組合に派遣した職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額通勤手当を支給するを加えるものであります。次に、第10条の4は、単身赴任手当の規定であり、月額「23,000円」を「30,000円」に、また、規則で定めています距離以上で

ある職員に対する交通距離の区分に応じて支給する限度額「45,000円」を「70,000円」にそれぞれ改めるものであります。附則第7項は、特定職員の給与等の支給に関する規定であり、「当面の間」を「平成30年3月31日までの間」に改めるものであります。第2条中第20条は、勤勉手当の規定であり、第2項中勤勉手当の支給割合の「100分の75.0」を100分の10増といたしまして、「100分の85.0」に改めるものであります。第3条中第20条第2項中「100分の85.0」を100分の5減としまして「100分の80.0」に改めるものであります。別表につきましては、平成28年4月1日から適用いたします行政職給料表でありますので、後程ご覧いただきたいと思っております。次に、附則につきましては、第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するとして、ただし、附則第2項の規定は平成27年4月1日から、第2条の改正規定は平成27年12月1日から、第1条及び第3条の改正規定並びに附則第4項から第6項の規定は、平成28年4月1日から適用するものとしてあります。第2項は、平成27年4月1日から28年3月31日までの特例期間における給与の差額支給を規定したものであります。第3項は、給与の内払の規定であります。第4項は、給与の切替えに伴う経過措置の規定であり、新たな給料表の給料月額に達しないことになるものは、当分の間、その差額に相当する額を給料として支給するものとしてあります。第5項は、平成28年4月1日以降に新たに給料表の適用を受ける職員について経過措置を設けるものであります。第6項は、時間外手当、期末勤勉手当、管理職手当を支給する基礎となる給与額等の読み替え規定となるものであります。以上、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立 10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立 10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程8 議案第3号 平成27年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第3号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第9号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第3号は、平成27年度一般会計補正予算第9号となるものであります。平成27年度一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ8,470万8千円を追加いたしまして、総額を71億8,386万7千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出18ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費で、人事院勧告に基づきます追加で、給料で84万9千円、職員手当等で526万7千円、共済費で661万7千円、賃金で150万3千円、ふるさと納税関係で、報償費で2,050万円、需用費、印刷製本費で42万2千円、役務費で553万9千円のそれぞれ追加であります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で、国保会計へ9万4千円の追加、在宅福祉費の繰出金で、介護保険会計へ20万4千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、町立病院運営補助金135万4千円の追加、農林費、農業費、農業用水事業費の職員手当で4万2千円、繰出金で、簡水会計へ4万3

千円、下水道会計へ346万9千円の合計351万2千円のそれぞれ追加、款項目、消防費の負担金で、共通経費負担金21万円、鹿追消防署費負担金で225万6千円のそれぞれ減額、鹿追消防団費負担金で27万1千円の追加で、合計219万5千円の減額であります。諸支出金、基金費、基金費の積立金で、鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金で4,100万円の追加であります。次に、歳入17ページからとなります。款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、ふるさと納税寄附金4,100万円の追加、繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金繰入金で2,646万1千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で1,724万7千円の追加であります。以上、一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第3号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第9号については、原案のとおり可決されました。

日程9 議案第4号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) について

日程10 議案第5号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算(第2号) について

日程11 議案第6号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第
5号) について

日程 1 2 議案第 7 号 平成 2 7 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 5 号）について

日程 1 3 議案第 8 号 平成 2 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（埴淵賢治）

日程 9、議案第 4 号、平成 2 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、日程 1 0、議案第 5 号、平成 2 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算第 2 号について、日程 1 1、議案第 6 号、平成 2 7 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第 5 号について、日程 1 2、議案第 7 号、平成 2 7 年度鹿追町下水道特別会計補正予算第 5 号について、日程 1 3、議案第 8 号、平成 2 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第 4 号について、以上 5 件については、議事進行上一括して提案説明と質疑・討論を行い、議件毎に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上 5 件について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 4 号、平成 2 7 年度国民健康保険特別会計補正予算第 4 号から議案第 8 号、平成 2 7 年度介護保険特別会計補正予算第 4 号までの 5 特別会計につきまして一括して説明させていただきます。はじめに、議案第 4 号は、平成 2 7 年度国民健康保険特別会計補正予算第 4 号となるものであります。平成 2 7 年度国民健康保険特別会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによりまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 9 万 4 千円を追加して、総額を 9 億 7, 3 5 0 万 9 千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出 2 7 ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 4 万 2 千円、共済費で 5 万 2 千円のそれぞれ追加です。次に、歳入前ページとなります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 9 万 4 千円の追加であります。

次に、議案第 5 号は、平成 2 7 年度国民健康保険病院事業会計補正予算第 2 号となるものであります。第 1 条、平成 2 7 年度国民健康保険病院事業会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入

及び支出の補正であり、収入の補正につきましては、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益に135万4千円を追加し、補正後の額を7億4,249万5千円とし、支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に135万4千円を追加し、補正後の額を7億4,249万5千円とするものであります。第3条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費に135万4千円を追加いたしまして3億9,898万円とするものであります。第4条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、135万4千円を追加しまして、1億9,088万7千円とするものであります。補正の詳細につきまして、次ページにあります予算説明書によりご説明申し上げます。収入は、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で、病院運営費補助金135万4千円を追加し、支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で、給料4万9千円、手当99万5千円、賃金10万3千円、法定福利費20万7千円の合計135万4千円の追加となるものであります。

次に、議案第6号は、平成27年度簡易水道特別会計補正予算第5号となるものであります。平成27年度簡易水道特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ4万3千円を追加いたしまして、総額を1億5,805万円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出36ページよりご説明いたします。事業費、水道総務費、一般管理費の職員手当等で4万3千円の追加であります。次に、歳入前ページから説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で4万3千円の追加となるものであります。

次に、議案第7号は、平成27年度下水道特別会計補正予算第5号となるものであります。平成27年度下水道特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ256万9千円を追加いたしまして、総額を2億5,442万8千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきましては、歳出44ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の給料で3万円、職員手当等で2万8千円、需用費、修繕料で、鹿迫町浄化センター機器修理で70万円のそれぞれ追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で、個別排水処理施設整備に181万1千円の追加となるものであります。続きまして、歳入前ページ

となります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で346万9千円の追加、款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で90万円の減額となるものであります。次に、第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。起債の目的は、個別排水処理施設整備事業であり、限度額から90万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1,350万円とするものであり、限度額以外の変更はございません。

次に、議案第8号は、平成27年度介護保険特別会計補正予算第4号となるものであります。平成27年度介護保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ20万4千円を追加いたしまして、総額を4億9,309万2千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出51ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で3万円、共済費で4万1千円のそれぞれ追加、地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防高齢者施策事業費の職員手当等で2万円8千円、共済費で3万7千円のそれぞれ追加、包括的支援任意事業費、任意事業費の職員手当等で3万円、共済費で3万8千円のそれぞれ追加となるものです。続きまして、歳入前ページとなります。繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金の現年度分で13万3千円の追加、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で7万1千円の追加となるものであります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第4号から介護保険特別会計補正予算第5号までの5特別会計補正予算についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第4号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第4号については原案のとおり可決されました。

これより議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第5号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算第2号については原案のとおり可決されました。

これより議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第6号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第5号については原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第7号、平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算第5号については原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第8号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第4号については原案のとおり可決されました。

日程14 議案第9号 上幌内辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第9号、上幌内辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第9号は、上幌内辺地に係る総合計画の変更についてであります。提案理由を申し上げます。総合計画は、辺地における公共施設等を整備する際、辺地対策事業債を借入するために必要な計画となるもので、総合整備計画に事業を追加するものであります。なお、この変更に伴います北海道との協議につきましては、先般同意を得ており、ご提案申し上げるものであります。変更の内容につきましてご説明いたします。上幌内辺地に係る総合計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるといたしまして、別紙総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画の中で、施設名が農林漁業経営近代化施設（2）畜産競争力強化対策整備事業、町営牧場の育成舎整備事業であります。事業費が6億3,800万円、財源内訳は、特定財源が2億3,575万円、一般財源が4億225万円、この内辺地対策事業債の予定額は4億200万円でございます。同じく、施設名が観光レクリエーション、美蔓貯水池周辺整備事業、パークゴルフ場整備等でございます。事業費1億5千万円、財源内訳が、一般財源が1億5千万円で、内、辺地対策事業債の予定額1億4,760万円となるものであります。なお、これらの事業追加によりまして、合計額につきましても下段の金額から上段の括弧の中の金額に変更となりますのでよろしくお願いいたします。以上、上幌内辺地に係る総合計画の変更についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田議員。

○9番（吉田稔）

これ委員会または全員協議会等々でも質問させていただいているわけですが、その観光及びレクリエーションのあり方、その整備ですね、これら等々押さえとしては1億5千万ということで、今この事業費、内容等々についてはまだ精査の分にはなっていないということですが、一方、議会としても23年度からですかね、そういった町長に対しての整備計画等々を具申しているわけですが、やはりランドデザインといいますか、総合計画、これあたりをもう私は出す必要性があって、あそこのそ

ういったレクリエーション基地化、最大の景勝地でありますんでね、それら含めてどういった内容で考えておられるのかね、またはそれらの時期、総合的なランドデザイン等々も含めながらどのような処置を考えているのかね、1億5千万、概算での分についてはこれ理解するわけですけども、それら等々含めた流れの中で、そういった計画があればですね、あればというよりも出す時期に来ていると思うんですけども、一定区分やっぱり事業が先行しているわけですから、町民に対しての説明責任、または町民に対しての計画案等々も提示すべきだと思うんですけども、これらについて再度町長の考え方等々含めて、その出す時期もあればご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

ご質問に対してお答えをいたしますけれども、ランドデザイン全般については、私は定例の議会までにある程度のもは出したいというふうに今準備をしているところがあります。先行して、すでにパークゴルフ場等々については一部着工しているわけがありますけれども、今行なっているものについては、この美蔓の貯水池を整備すると同時にその周辺整備ということで、これを単なる水桶と、貯水池ということだけに私はしたくないということで、周辺を整備することによって一つの観光資源としても今後大いに利用したいという構想を持ってこれまでも相談をし、そして議会側からも提案をいただいて、それらにある程度基づきながら今進めているわけでありまして、3月31日をもって一応の国の整備等々については終了するというところでありますので、いよいよ本格的に周辺整備に着工するわけありますから、そういう意味では、今お話のとおり全体的な計画、構想も含めて示していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第9号、上幌内辺地に係る総合整備計画の変更に
ついては原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。

平成28年第1回鹿追町議会臨時会を閉会します。

閉会11時56分